



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免について、国の基準に基づき令和4年度も継続して実施するもの。

1 背景

- ・介護保険料については、特別な理由がある第1号被保険者(65歳以上)に対し、介護保険法第142条の規定に基づき、市町村の判断により減免を行うことができるとされている。
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)」において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対し、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、北上市介護保険条例の一部改正及び北上市新型コロナウイルス感染症等に係る介護保険料減免要綱の制定を行い、令和2年度から減免を実施した。
- ・令和4年3月14日の厚生労働省の事務連絡において令和4年度の減免措置に対する財政支援の取扱いが示された。

2 令和3年度実績

(1) 令和3年度における減免実績(令和4年3月末現在)

①申請状況

申請件数	承認
2件	2件

②減免状況

減免割合	件数	減免額
10割	1件	36,300円
8割	1件	87,100円
減免合計額		123,400円

(2) 国の支援状況

全額支援
(内訳)

6/10が介護保険災害等臨時特例補助金(国庫補助)、4/10が特別調整交付金。
(令和3年12月24日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡による)

3 改正内容

新型コロナウイルス感染症を要因とした介護保険料減免について、減免対象となる保険料の納期限を、令和5年3月31日まで延長する。

(参考) 国の支援

令和2、3年度	令和4年度
6/10を国庫補助、4/10を特別調整交付金 (全額支援)	4/10を特別調整交付金 (令和4年3月14日厚生労働省老健局 介護保険計画課事務連絡による)

4 近隣市の状況

盛岡市	実施の方針
花巻市	実施の方針
奥州市	実施の方針
一関市(広域組合)	実施の方針

5 スケジュール

5月30日(月) 庁議
6月議会可決後 条例公布、要綱告示(6月24日(金)を予定)
(適用日 令和4年4月1日)

(参考) 介護保険料減免基準

要件		減免額
① 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第1号被保険者		全額
② 主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、右の i 及び ii のいずれにも該当する第1号被保険者	i 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上	対象保険料額※1 × 減額又は免除の割合※2
	ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下	

※1 対象保険料額=A×B/C

A: 第1号被保険者の保険料額

B: 減少が見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る前年の所得額

C: 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

※2 減額又は免除の割合

令和2年度まで

前年の合計所得金額	減免の割合
200万円以下	全部
200万円超	10分の8

令和3年度から

前年の合計所得金額	減免の割合
210万円以下	全部
210万円超	10分の8

◎市民への周知方法

広報きたかみ、市ホームページ、令和4年度介護保険料通知に説明文を同封